

台湾の東 23.5°N : 5 日間で挑む国際観光映像制作コンテスト

著作財産権および作品利用許諾同意書

誓約者 _____ (以下「誓約者」という)

誓約者は、交通部観光署花東縦谷国家風景区管理处(以下「主催者」という)が開催する「台湾の東 23.5°N : 5 日間で挑む国際観光映像制作コンテスト」(以下「本コンテスト」という)への参加にあたり、応募作品が誓約者自身の創作によるものであることを保証するとともに、その利用許諾の範囲を明確にするため、以下の事項に同意し、これを遵守することを誓約します。

第 1 条 応募作品の独創性に関する保証

1. 誓約者は、本コンテストに応募する映像作品(以下「応募作品」という)が、すべて誓約者自らが創作したものであり、その内容に、第三者が著作権を有する素材の盗用、模倣、改作または複製がないことを保証します。
2. 応募作品には、合法的な利用許諾を得ていない流行音楽、映画音楽、映像、写真、美術著作物その他著作権法により保護される素材を使用してはなりません。応募作品にこれらの素材を使用する場合、誓約者は、自ら権利者から合法的な利用許諾を取得するとともに、作品提出時にその許諾を証明する書類を主催者に提出し、応募作品の適法性およびその後の公開利用が可能であることを保証するものとします。

第 2 条 利用許諾

1. 誓約者は、応募作品について、本同意書に署名した日から、主催者ならびに主催者が指定、または利用を許諾する第三者(運営者、広報協力パートナー等を含むが、これらに限られない)に対し、永久かつ非独占的に利用することを許諾します。その利用許諾の範囲は、以下のとおりとします。

(1) 非営利目的での利用：主催者および主催者が指定、または許諾する第三者は、非営利目的で応募作品の全部または一部を利用することができ、その利用方法には、公開上映、放送、公衆送信、複製、編集、改変、発行、展示その他著作財産権に基づく一切の利用行為を含みますが、これらに限られませ

ん。具体的な利用形態には、主催者が自ら開催する映画祭等のイベント、賞金を伴わないコンテスト、観光または教育に関するプロモーション、メディアを通じた広報、アーカイブ等を含みますが、これらに限られません。

(2) 営利目的での利用：主催者および主催者が指定、または利用を許諾する第三者が、応募作品を賞金を伴う他のコンテストに応募する場合、商業目的の映画祭等のイベントに利用する場合、またはその他の営利目的で利用する場合は、当該利用に先立ち、別途、誓約者の書面による同意を得るものとします。この場合の利用許諾条件（利用許諾料、利用許諾期間、利用地域等を含む）は、双方が別途協議のうえ定めるものとします。

2. 誓約者は、主催者および主催者が指定、または利用を許諾した第三者が、前項に定める利用許諾の目的を達成するために必要な範囲で、応募作品の編集、修正、映像のカット、音楽の追加その他の改作を行うこと、ならびに必要に応じて応募作品における誓約者の氏名表示を省略または変更することに同意します。また、誓約者は、前項に定める利用許諾の範囲内において、主催者および主催者が利用を許諾する第三者に対し、著作権法第 16 条に定める氏名表示権および同法第 17 条に定める不当な改変を禁止する権利を含むが、これらに限られない）を行使しないことを誓約します。

第 3 条 第三者の素材に関する利用許諾の保証

1. 応募作品に、既に公表されている文章、インタビュー、映像記録または第三者が創作した素材（小道具、音楽、写真等）を使用する場合、誓約者は、自ら当該第三者が署名した著作財産権に関する利用許諾同意書を取得し、その利用許諾の範囲が、本同意書に基づき主催者に許諾される利用範囲を包含していることを保証するものとします。
2. 誓約者は、前項の第三者による利用許諾に、主催者が当該素材について、アーカイブ、複製、編集、改作、発行、公開放送、公衆送信、公開上映、プロモーション、インターネット上での公開その他一切の著作財産権に係る利用行為を行うことができる旨が含まれていることを保証します。また、当該第三者が著作権法第 17 条に定める不当な改変を禁止する権利を含むが、これらに限られない）を行使しないこと、および主催者が応募作品を修正する権利を有することについて同意していることを保証します。

第4条 共同著作物の取扱い

1. 応募作品が2名以上により共同で制作された著作物（共同著作物または共有著作物を含む）である場合は、共同著作者全員が本同意書に署名するものとします。

第5条 権利の保証および紛争への対応

1. 誓約者は、本コンテストへの参加期間および本同意書に基づく利用許諾期間中、応募作品に係る著作財産権およびその他の知的財産権を、誓約者または共同著作者全員が合法的に保有していることを保証します。また、これらの権利をいかなる第三者にも譲渡または独占的に利用許諾しておらず、重複して利用許諾している事実その他主催者に損害を生じさせる事情がないことを保証します。
2. 応募作品について知的財産権に関する紛争（著作権、商標権、特許権等に関する紛争を含むが、これらに限られない）が生じた場合、誓約者が一切の法的責任および損害賠償責任を負うものとし、主催者は一切の責任を負わないものとします。また、主催者は、本同意書第6条の規定に基づき必要な措置を講じることができるものとし、その際、あらかじめ当該紛争の内容について調査または確認を行うことを要しないものとします。

第6条 違反時の措置

1. 誓約者が以下のいずれかに該当する場合、主催者は、誓約者の本コンテストへの参加資格を取り消すことができます。また、既に受賞している場合は、交付済みの賞状、トロフィー、賞金その他の賞品等の返還を求めることができるほか、その事実を公表することができます。

- (1) 本同意書第1条に定める応募作品の独創性に関する保証に違反した場合
 - (2) 本同意書第3条に定める第三者の素材に関する利用許諾の保証に違反した場合
 - (3) 本同意書第5条に定める権利の保証に違反した場合
 - (4) 第三者による代理制作、盗用、模倣その他本コンテストの規則に違反する行為について通報または告発があり、主催者による確認の結果、その事実が認められた場合
2. 誓約者が前項各号のいずれかに該当し、これにより主催者または第三者に損害（訴訟費用、弁護士費用、損害賠償金等を含むが、これらに限られない）が生じた場合、誓約者は一切の法的責任

および損害賠償責任を負うものとし、これについて異議を申し立てず、また主催者に対していかなる主張または請求も行わないものとします。

第7条 その他

1. 本同意書の解釈および効力については、中華民国法を準拠法とします。
2. 本同意書の一部の条項が無効または執行不能とされた場合であっても、その他の条項の効力には影響を及ぼさないものとします。
3. 本同意書は、誓約者による一方的な意思表示として、誓約者が署名した時点で効力を生じるものとし、主催者による署名その他の同意の意思表示を要しないものとします。
4. 本同意書の内容に関して紛争が生じた場合、双方は信義誠実の原則に従い、その解決に努めるものとします。訴訟による解決が必要となった場合、双方は、台湾花蓮地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意します。

交通部観光署花東縱谷国家風景区管理处 御中

誓約者（署名・捺印）：

身分證統一番号/居留證番号/護照號碼：

戸籍上の住所：

連絡先電話番号：

署名日：西暦 __ __ __ __ 年 __ __ 月 __ __ 日

台湾の東 23.5°N : 5 日間で挑む国際観光映像制作コンテスト

- 絵コンテ脚本概要（詳細な絵コンテを別途添付することも可能）

番号	シーン / 場所	映像内容の概要	備考（音楽 / インタビュー / 空撮など）
00 (記入例)	オープニング： 花蓮・鯉魚潭	湖畔を歩くシーンから始まり、徐々に周囲の全景が見える引きの画へと展開し、山々と鯉魚潭の風景へつなげる。	
01			
